

## 5(1)神奈川県立青少年センターのホール等における 新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン

令和2年7月10日

改定 令和2年9月4日

ホール運営課

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針に基づき、県立青少年センターのホール、スタジオ HIKARI、練習室、交流スペース及び楽屋等付帯施設（以下「ホール等」という。）を使用する際に、施設管理者（県立青少年センター）及び公演等主催者（当該施設で公演又は催事等を主催する事業者等。稽古、リハーサルなどの利用を含む。）が実施すべき基本的な対策を整理して記載したものである。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の神奈川県の実処方針等の変更や地域の動向を踏まえ、必要に応じて適宜改定を行うものとする。

### 1 総論

#### (1) 感染防止のための基本的考え方

施設管理者及び公演等主催者は、ホール等の使用に当たって、施設の特徴や公演の規模、態様を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じるものとする。

特に、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる、いわゆる「三つの密」という環境の発生を極力防止するため、徹底した取組を実施するものとする。

※三つの密：①密閉空間（換気の悪い密閉空間）

②密集場所（多くの人が密集している。）

③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる。）

#### (2) ホール等の定員

青少年センターでは、劇場の利用再開に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、消防法令等における入場定員に関わらず、利用人数を、ホール【403人以下（車いす席は除く。）】、スタジオ HIKARI【66人以下】、練習室【32人以下】と制限するほか、楽屋等の付帯施設も、社会的距離を考慮した利用形態とする。

#### (3) ホール等の一般利用開始時期

ホール等を利用する主催事業及び貸館事業の利用開始は、令和2年9月1日とする。ただし、それまでの間は、新型コロナウイルス感染症拡大予防対策の取組を進めるほか、その検証のため、主催事業の限定的使用（稽古など）に限り利用できるものとする。

### 2 施設管理者が行う具体的対策

#### (1) 施設内の各所における対応策

○入口、ロビー、受付、ホール等

- 入口及び施設内の必要な場所に手指の消毒薬等を設置する。

- 定期的な換気を実施する。公演の前後や休憩中、及び公演中も、公演等主催者と協議の上、適

切な換気を心がける。

- 受付テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口、階段の手すり、エレベーターのボタン等、他者と共有する物品など手が触れる場所を定期的に消毒する。

○ トイレ

- 不特定多数が接触する場所は、定期的に清掃・消毒する。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- トイレの混雑が想定される場合は、間隔をあけて整列するよう表示するとともに、公演主催者に対し、最低1m（できるだけ2mを目安）の間隔をあけた整列を促すことを要請する。

○ その他

- 感染が疑われる者が発生した場合を想定し、隔離できる部屋を確保する。

**(2) 従事者（当該施設の管理運営に従事する者）の感染防止策**

- 手洗い、うがい、マスクの着用を徹底する。
- 出勤前に自宅で検温し、体調管理を徹底する。
- 発熱や息苦しさ、強いだるさなどがある場合は、出勤を控え自宅で待機する。
- 清掃やゴミを回収する者は、マスク、手袋を着用する。
- マスクや手袋を外した後は、石鹸と流水で手を洗浄する。

**(3) 周知・広報**

- ホームページ・施設内掲示等により、次のことについて来場者（公演を鑑賞等するため、施設に来場する者）に対して注意喚起を行う。

- 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- 社会的距離の確保の徹底
- 下記の症状に該当する場合、来場を控えること。

発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

- SNS等の技術を活用した、施設利用者に対する感染発生状況等の情報提供を行うこと。

（LINEコロナお知らせシステムの導入と掲示、及び周知）

**3 公演等主催者が行う対策**

**(1) 公演等（利用）前の対策**

公演等の企画、舞台づくりや客席や受付の配置などの利用計画を作るに当たっては、「三つの密」を避ける方策など感染防止対策を考慮したものとし、施設管理者との打合せ等の際に、その利用計画のチェックを受けること。

○ 手指の消毒の徹底

- 公演等で使用する場所内に必要に応じて手指の消毒薬等を設置すること。

○ 入場制限

- 開場から開演までの時間・休憩時間の延長等
- 入場時のチケット確認（もぎり）の簡略化
- 社会的距離を考慮した入場待機列の設置
- 座席数の削減（変更した定員の順守）

- 日時や座席の指定予約による人数調整
- 大人数での来館の制限

○来場者との関係

- チケット申込み等により、来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努めること。
- 来場前の検温の実施、来場を控えてもらうケースがあることなどを事前に周知すること。
- 来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて当該情報を保健所等の公的機関に提供することを事前に周知すること。

○公演等関係者（出演者及び公演等の開催に携わるスタッフ）との関係

- 氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成するとともに、必要に応じて、保健所等の公的機関に提供することを事前に周知すること。
- 本ガイドラインを踏まえた現場の対応方針を作成し、全員に周知徹底を図ること。

**(2) 公演等当日の対策**

○周知・広報

感染予防のため、来場者に対し以下について周知すること。

- 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- 社会的距離の確保の徹底
- 下記の症状に該当する場合、入場しないよう呼びかける。

発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

○来場者の入場時

- 来場者に、咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を呼びかけること。
- 来場者に、職員（又はスタッフ）が検温させていただくことを周知
- 以下の場合には入場しないよう要請すること。
  - ① 検温の結果、発熱があった場合
  - ② 咳・咽頭痛などの症状がある場合
  - ③ 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合等
- 余裕を持った入場時間の設定、時間差での入場、入場待機列の設定等、入場時の「三密」を避ける工夫をした対応を行うこと。
- パンフレット、チラシ、アンケート等は手渡しによる配布・回収を避けること。
- 荷物預かり用ロッカーは、当面の間使用禁止とすること。
- プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼びかけること。

○公演等会場内の感染防止策

- 定期的な消毒や換気の徹底、マスク着用の徹底など。
- 座席は来場者同士の接触感染等を防止するため、指定席にし、前後左右の間隔をあけるなどを考慮すること。
- 最前列席とアクティンエリアの間は4 m程度の距離を確保すること。
- 来場者と接触するような演出（ステージに上げる、ハイタッチなど）は行わないこと。
- 休憩時間の設定に当たっては、トイレなどの混雑緩和に努めるように考慮すること。

○公演等関係者（出演者及び公演の開催に携わるスタッフ）の感染防止策

- 各自検温を行うこととし、発熱がある場合や、下記の症状に該当する場合には自宅待機とすること。  
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- 公演等前後の手指消毒の徹底
- 楽屋(スタジオ HIKARI バックヤードを含む。)においては、空調による換気に加え、サーキュレーター等を室外に向けて用いた換気の実施に努めること。
- 機材や備品、用具等は取扱者を定めるなど、不特定者の共有を避けること。また、使用した機材や備品、用具等は消毒して返還すること。
- 舞台上、楽屋、ホワイエ等のゴミ類は密封して全て持ち帰ること。
- 稽古、仕込み、リハーサル、撤去時においても、十分な感染防止措置を講ずること。

#### ○当日券、物販時の対応

- 当日券販売や物販に携わる者はマスク着用と手指の消毒を徹底すること。
- 対面での販売に当たっては、ビニールパーテーションなどにより、購買者との間を遮蔽すること。
- 購買者が並ぶ場合には、社会的距離を確保した待機列を設定するとともに、必要に応じて誘導等の措置を講ずること。
- 現金の授受は、直接手が触れないよう対策をとること。
- 多くの者が触れる見本品は置かないこと。

#### ○来場者の退場時の対応

- 余裕を持った退場時間を設定し、時間差での退場などの工夫を行うこと。
- 出演者の出待ちや面会等は行わないこと。

## 4 感染が疑われる者が発生した場合の対応

- 感染が疑われる者が発生した場合、施設管理者と公演等主催者は、協力して対応すること。
- 感染が疑われる者は、速やかに別室へ案内する。
- 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底すること。
- 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けること。
- 他の来場者に説明を行うとともに、保健所等の指導により、必要に応じて、名簿等の作成を公演等主催者に指示する。
- 保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うこと。